
*
* 令和 4 年度 第 1 2 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和4年度 第12回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和5年3月10日 午後 3時30分 招集
2. 令和5年3月10日 午後 3時26分 開会
3. 令和5年3月10日 午後 4時41分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	1 1	小 野 貫 治	出	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	〃	1 2	瀬戸川 伸行	〃	2	中 村 進	〃
3	伊達 千鶴子	〃	1 3	田 角 幸 正	〃	3	小見山 力信	〃
4	藤 本 久 也	〃	1 4	小林 三十二	〃	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	〃	1 5	中 家 泰 雄	欠	5	平 松 伸 行	〃
7	吉 岡 孝	〃	1 6	清 水 健 治	出	6	山 元 憲 民	〃
8	前 崎 輝 之	〃	1 7	江 川 泰 司	〃	7	吉 家 仁	〃
9	西 村 匡 弘	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
1 0	小 物 博 子	〃	1 9	金 子 時 典	〃			

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 次 長 書 記	内 田 弘 樹 中 藤 宏 和 三 宅 秀 生	書 記	藤代 晋太郎		

7		本日の会議に付した議題とその結果
		議案番号 件 名 結 果
		第51号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件 許 可
		第52号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件 許 可
		第53号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の指定について 2件 決 定
		第54号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について 18件 決 定
8		署 名 委 員
		2番 小 西 雅 己
		3番 伊 達 千鶴子
9		議 事 の 内 容
		令和4年度 第12回高梁市農業委員会総会会議録
		令和5年3月10日（金） 高梁市役所 3階大会議室

議 長	本日の出席委員は、農業委員１７名、推進委員７名です。過半数の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和４年度第１２回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。２番小西委員と３番伊達委員を指名いたします。議案の審議に入ります前に、議案第５２号５１番について、申請者から取り下げの申し出がありましたので、事務局から説明をお願いします。
中藤次長 議 長	－ 議案取り下げ朗読説明 － 事務局から説明がありましたように、議案第５２号５１番を取り下げすることとします。それでは、議事に入ります。「議案第５１号 農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。４６番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第５１号４６番朗読説明 － ４６番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田９筆９，３０１㎡、畑１筆２８８㎡、計１０筆９，５８９㎡です。譲受人の通作距離は、２６０ｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書をいただいております。家族２人中耕作人は２人、対価は１０アール当たり５万円です。なお、この案件につきましては、取得する空き家の住所を起点として、通作距離の計算を行っております。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、３月６日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、５ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 藤本委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 現地についてですが、田・畑は草を刈られてきれいに管理されておりました。耕作まではされていないのですが問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。４６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員） 挙手全員ですので、４６番については許可とすることに決定しました。 次に４７番について、事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第５１号４７番朗読説明 － ４７番は、譲受人が、譲渡人から、新規就農により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑３筆１，２２６㎡です。譲受人の通作距離は、３０ｍ以内、耕作面積は０㎡、営農計画書をいただいております。家族１人中耕作人は１人、対価は１０アール当たり４万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、３月６日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、６ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。

小林委員	申請農地については、自分の近所の地区ということになります。実際には、このお家に入って来られる方は、この方で3人目ということになります。この家については、住人が出たり入ったりしています。この方の前の2人目の住人は体が弱い方で、畑の方も管理されていましたが、作付けまではされておりませんでした。今回、新規就農ということですが、この面積だけでは農業を本業として生計を立てることは難しいですが、農地を管理することについては問題ないかと思います。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。47番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
	挙手全員ですので、47番については許可とすることに決定しました。
	次に48番について、事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第51号48番朗読説明 －
中藤次長	48番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆604㎡です。譲受人の通作距離は、20km以内、耕作面積は4,365㎡、家族3人中耕作人は1人、対価は10アール当り16万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、7ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
藤本委員	申請農地は、譲受人の実家の前の畑ということになります。実家の前の畑を管理していくということで何ら問題ないかと思えます。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。48番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、48番については許可とすることに決定しました。
	次に49番について、事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第51号49番朗読説明 －
中藤次長	49番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑3筆3,160㎡です。譲受人の通作距離は、50m以内、耕作面積は14,014㎡、家族3人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、夫から同居の妻と子にそれぞれ持分2分の1で贈与するものです。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3

議 長 小物委員	条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 事務局から説明があった通り、3月7日に現地確認を行いました。現地はブドウ棚と畑があり、耕作されておりました。ご主人の体調が悪いため、早めに登記の手続きをして所有権移転したいと考えているようです。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。49番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
中藤次長	挙手全員ですので、49番については許可とすることに決定しました。
	次に50番について、事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第51号50番朗読説明 －
	50番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑2筆1, 609㎡です。譲受人の通作距離は、1.4km以内、耕作面積は75, 282㎡、家族9人中耕作人は6人、対価は10アール当り7万円です。これらのことから、取得に必要な農業委員会が定める下限面積を超えており、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3月3日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、9ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小西委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。
	この圃場に関しては、従来から、譲受人が牧草地として活用しているものです。譲渡人はご高齢のため管理することができない状況になっており、譲受人が牧草地として利用しておりましたが、この度、正式に所有権移転するという話になったものです。現地の状況については2筆が一体の牧草地として活用されておりました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。50番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
中藤次長	挙手全員ですので、50番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。52番について、事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第52号52番朗読説明 －
	52番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、住宅用地に転用する案件です。申請農地は、田1筆278㎡です。この農地の農地区分は、第3種農地であり、転用地の価格は無償です。施設の概要としては、木造2階建77.22㎡です。なお、建ぺい率は28パーセントです。なお、譲受人及び譲渡人は親子です。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用

	につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、都市計画区域内ですので建築確認がありますが、備中県民局建築指導班から確認見込みであることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、3月7日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、12ページから13ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 小野委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 事務局から説明があったように、現地は第3種農地でありました。譲渡人と譲受人は家族の関係にあります。家を建てるというものです。何ら問題ないかと考えます。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。52番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、52番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第53号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の指定について」を議題といたします。2番について、事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第53号2番朗読説明 － 2番については、申請人が、「高梁市空き家情報バンク」に登録した空き家と農地をセットで購入するため、農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積0.1aの指定を受けるよう申請する案件です。申請農地は、畑1筆86㎡です。空き家の所有者は、農地の所有者と同じです。申請農地は、空き家から東に川を挟んで、旧有漢西小学校プールの東側に位置します。農地面積も取得に必要な農業委員会が定める別段面積0.1aを超えており、特に問題ないものと判断いたしました。この案件については、3月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、14ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 藤本委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 本案件は、空き家バンクの案件です。申請人は元々、有漢町出身の人で帰って来ることです。現地の状況は家庭菜園のようにして作られております。何ら問題ないかと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。2番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、2番については許可とすることに決定しました。 次に3番について、事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第53号3番朗読説明 － 3番については、申請人が、「高梁市空き家情報バンク」に登録した空き家と農地をセットで購入するため、農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積0.1aの指定を受けるよう申請する案件です。申請農地は、畑1筆171㎡です。空き家の所有者は、農地の所有者と同じです。申請農地は、空き家の南側に位置します。農地面積も取得に必要な農業委員会が定める別段面積0.1a

議 長 小見山委員	を超えており、特に問題ないものと判断いたしました。この案件については、３月７日に担当委員と現地調査を行っています。地図は、１５ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんからご報告をお願いします。 この案件につきましても、空き家バンクの案件です。申請農地について現地確認を行ったところ、きれいに管理されておりました。家庭菜園にしたらびったりのような場所でした。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況については、ただ今の報告のとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
三宅書記	挙手全員ですので、３番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第５４号農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、１番から１８番まで一括で説明をお願いします。
	農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。１、公告日は令和５年３月２０日、２、利用権の設定を受ける者は１３名、３、利用権の設定をする者は１６名、４、利用権の設定をする件数は１８件、５、利用権設定面積は５４，２９４㎡となっています。６で各筆明細です。
	－ 議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長 西村委員 三宅書記 西村委員 小林委員 中藤次長	事務局から説明がありましたが、１番から１８番について発言をお願いします。 ４番について、存続期間が１年となっておりますが、以前の利用権設定の期間は何年だったのでしょうか。すぐにはわかりませんが、調べればわかります。後で回答させていただきます。
	わかりました。
	８番の設定人と被設定人は親子の関係にありますが、親子でも利用権設定しないといけないのでしょうか。
小林委員 三宅委員 西村委員 議 長	同居しておらず、住所も違っているため、同一の農家ではないと判断できます。この場合には親子でも利用権設定しないといけません。
	わかりました。
	先ほどの西村委員からの質問についてですが、前回の利用権設定の期間も１年間となっております。
議 長	わかりました。
	他にありますか。
	（「なし」と呼ぶ者あり）
議 長	なしとの声がありました。１番から１８番について一括して採決をとります。１番から１８番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	（挙手全員）
	挙手全員ですので、１番から１８番について決定しました。
	以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第１２回総会を閉会します。

令和5年3月10日

会 長 土 岐 康 夫

2 番 小 西 雅 己

3 番 伊 達 千鶴子

